

毎週月・水・金曜日発

# 富山県報

平成30年10月31日

水曜日

号外

## 目次

### 人事委員会公告

○平成30年度富山県職員採用上級試験（特別募集）の実施

1

## 公 告

### 平成30年度富山県職員採用上級試験（特別募集）の実施

平成30年度富山県職員採用上級試験（特別募集）を次のとおり実施する。

平成30年10月31日

富山県人事委員会

#### 1 試験区分、採用予定人員、職務内容及び勤務予定先

試験区分	採用予定人員	主な職務内容	勤務予定先
林業	5名程度	治山、林道整備、造林、林業技術の普及指導及び試験研究業務等	知事部局（本庁・出先機関）等
電気	若干名	発電所その他県有施設の電気設備に関する計画、設計、保守業務等	企業局 等

#### 2 受験資格

(1) 次のいずれかに該当する者とする。

ア 昭和58年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者

イ 平成9年4月2日以降に生まれた者で次のいずれかに該当する者

(ア) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は平成31年3月までに卒業見込みの者

(イ) 富山県人事委員会が(ア)に掲げる者と同等の資格があると認める者

(2) 次のいずれかに該当する者は受験できない。

ア 日本の国籍を有しない者

イ 地方公務員法(昭和25年法律第 261号)第16条各号（欠格条項）に該当する

者

## 3 試験の日時、試験の場所及び合格発表

区分	試験の日時	試験の場所	合格発表
第一次試験	平成30年12月2日(日) [受付] 8:40~9:00 試験は午後3時30分頃終了予定。	富山県民会館 (富山市新総曲輪)	12月12日(水)午前10時頃(予定)に富山県人事委員会事務局前及び富山県庁正面掲示板並びに富山県のホームページに受験番号を掲示して発表する。  なお、合格者には書面で通知する。
第二次試験	平成30年12月26日(水) (予定)	富山市内で実施する。詳細は、第一次試験合格通知に併せて通知する。	平成31年1月中旬(予定)に富山県人事委員会事務局前及び富山県庁正面掲示板並びに富山県のホームページに受験番号を掲示して発表する。  なお、受験者には合否にかかわらず書面で通知する。

## 4 試験の方法及び配点

区分	種目	配点
第一次試験	教養試験	80点
	専門試験	120点
	適性検査	—
	小計	200点
第二次試験	論文試験	20点
	個別面接	330点
	適性検査	—

	小計	350点
	合計	550点

注 試験種目には、合格基準点を定めているものがあり、いずれか一つでも基準点に達しない場合は、他の試験種目の成績にかかわらず不合格となる。

#### 5 最終合格者の決定方法及び採用の時期

- (1) 上記各試験の結果を総合的に判定し、最終合格者を決定する。
- (2) 採用は平成31年4月の予定である。

#### 6 給与

この試験に合格し採用された者の給料は、原則として次表のとおりであり、このほか期末・勤勉手当、通勤手当等の諸手当が支給される。

区分	給料月額
行政職給料表適用者	185,800円

#### 7 受験申込みの受付期間及び受付時間

郵送又は持参によるものとし、平成30年11月1日（木）から平成30年11月16日（金）までとし、土曜日、日曜日及び祝日を除いて午前8時30分から午後5時15分まで受け付ける。

なお、郵送による申込みは、平成30年11月16日（金）までの消印のあるものに限る。

#### 8 申込用紙請求先、受験申込先及び問合せ先

富山県人事委員会事務局任用課

〒930-0094 富山市安住町2番14号（北日本スクエア北館5階）

電話 (076)444-2166、2167

<http://www.pref.toyama.jp/sections/0300/saiyo.html>

#### 9 試験結果の開示

この採用試験の結果については、富山県個人情報保護条例（平成15年富山県条例第1号）第25条の規定により、口頭で開示を請求することができる。

なお、電話、はがき等による請求はできないので、受験者本人が本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券、学生証、生徒手帳など写真付きの証明書

等) 及び受験番号票を持参のうえ、午前8時30分から午後5時15分までの間に人事委員会事務局に直接来ること。

区分	開示請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
第一次試験	第一次試験の不合格者本人	試験種目別の得点、総合得点及び総合順位	第一次試験合格発表の日から起算して1月間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）	富山県人事委員会事務局 富山市安住町2番14号 (北日本スクエア北館5階)
第二次試験	第二次試験の受験者本人		最終合格発表の日から起算して1月間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）	

※ 第一次試験又は第二次試験における全ての試験種目を受験した場合に限り、有効に受験したものとし、開示対象者とする。ただし、合格発表前に辞退した場合は、開示対象者とししないものとする。